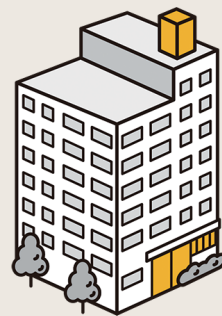


R8 7.13～

エネルギー価格等の物価高騰に直面する事業者の負担を
軽減するため、「脱炭素発電設備(太陽光発電等)」や
「蓄電池」の導入を支援します!



中小企業等 GX促進事業費 補助金



※この補助金は国の「重点支援地方交付金」を活用しています。



補助額

上限

2,000万円

次世代型太陽電池を
導入する場合は、上限

4,000万円

補助率

補助対象経費の2分の1以内

補助要件

次の要件を全て満たすものを補助対象とする

- 県内の工場又は事業所等に脱炭素発電設備(太陽光発電等)又は蓄電池を新たに導入すること
- 補助対象経費が500万円以上であること(※)
- 導入する脱炭素発電設備については、当該発電設備から得た電力を、余剰電力を除き、自ら消費すること
- 導入する脱炭素発電設備については、FIT・FIP制度の認定を取得しないこと
- 導入する蓄電池については、新規導入又は既設置の脱炭素発電設備と接続すること

※次世代型太陽電池を導入する場合の特例(補助額・対象者の拡充)を受ける場合は、補助対象経費が1,000万円以上であること

対象者

補助要件を満たす中小企業者(個人事業者を含み、
みなし大企業、第三セクターを除く)

※次世代型太陽電池を導入する場合は、大企業も対象

中小企業基本法における中小企業者の定義

業 種	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
1 製造業、建設業、 運輸業、その他の業種	3億以下	300人以下
2 卸売業	1億以下	100人以下
3 サービス業	5千万以下	100人以下
4 小売業	5千万以下	50人以下

補助対象
経費

脱炭素発電設備又は蓄電池の導入に要する経費
(消費税及び地方消費税相当額を除く)

必要書類

徳島県「中小企業等GX促進事業費
補助金募集」のページからダウン
ロードしてください。



事業の流れ

補助金申請

県の審査

交付決定

補助事業
実施

実績報告

補助金検査

補助金額
確定

補助金請求

補助金
振込

令和8年7月13日(月)から随時

※事業着手の14日前までに申請が必要です。

※申請受付は先着順です。予算額に達し次第、受付を終了します。

事業完了日から30日以内又は

令和9年1月29日(金)のいずれか早い日まで

書類提出先・問合せ先

徳島県 経済産業部
産業成長推進課 産業立地戦略室

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

TEL:088-621-2326 FAX:088-621-2853

✉ sangyouseichousuishinka@pref.tokushima.lg.jp

